

地方独立行政法人青森県産業技術センター中期目標（修正案）

中期目標の基本的な考え方

本県では、少子化の進行している中であっても、持続的・自立的な地域経済の実現を図るため、地域の潜在力を最大限に発揮させ、地域外からの所得の獲得につながる経済効果の高い「域外市場産業（農業、製造業など）」の振興が必要となっている。

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）は、このような域外市場産業の主体ともなっている農林水産業や製造業等の発展に向け、自主性、自律性を保ちつつ、農工一体となった産業技術の開発や、地球温暖化など環境変化に対応した諸課題の解決に集中的に取り組み、その使命を果たすことが求められる。

また、組織の運営に当たっては、弾力的・効率的な運営を確保し、関連産業からの試験・研究需要への的確で速やかな対応に努めることとし、このような取組みを通じて本県産業技術水準の向上による産業の振興及び経済の発展に寄与するものとする。

中期目標の期間

センターの平成21年度から始まる第1期における中期目標の期間は、5年（平成21年4月1日～平成26年3月31日）とする。

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 青森県産業の未来を支える試験・研究開発の推進

青森県産業の未来を拓いていくためには、社会経済や環境の変化等に即応した新しい試験・研究開発に取り組む体制を確立しなければならない。

このため、センターは工業、農林、水産、食品の各部門が英知を結集し、本県の持つ地域資源の持続的な活用を基本としながら、環境保全等への対応を見据えつつ、常に進取の精神で試験・研究の推進に努める。

こうした研究への取組において、生産や製造等の担い手（以下「生産事業者」という。）からの緊急な要請に対応すべき事態が生じた場合は、弾力的な対応を図る。

（1）新生産技術や新製品等の創出に向けた試験・研究開発

高齢化の進展や生産資材の高騰など社会変化に対応した新しい生産技術の開発、また、伝統技術や先端技術を活用して行う本県ならではの新しい製品等の創出に向け、試験・研究開発を推進する。

（2）農工一体となった試験・研究開発

工業、農林、水産、食品の各部門が密接に連携し、それぞれの知見や技術を活かしながら、

本県産業の需要に弾力的に対応した試験・研究開発を積極的に展開する。

(3) 独創的・先駆的基盤研究

近い将来幅広い需要が発生すると予想される技術分野において、独創的・先駆的な基盤研究を行う。

(4) 環境に配慮した持続可能な産業活動を念頭に置いた試験・研究開発

地球的な環境保全に対応し、県内各地域が有する豊富で多彩な資源の持続的な活用を念頭においた試験・研究開発を行う。

(5) 地球温暖化に対応できる生産技術の開発

農林水産業の生産活動や動植物の生態系に対する地球温暖化の影響が最小となるような生産体制の確立や技術の開発に取り組む。

(6) 優良種苗・種畜の開発及び管理

農林水産業者の所得向上と農林水産物の安定的生産を実現するため、優良種苗・種畜の開発及び適正管理を行う。

2 新しい産業活動や優れた製品等の開発・事業化への支援

本県では、豊かな農林畜産物や水産物が産出され、また、食品加工、素材加工等に関する優れた技術が培われている。センターは、県内の試験研究需要に的確に対応することによって、農林水産資源や独自技術を活用した新しい産業活動への取組と、付加価値の高い優れた製品等の開発・事業化に向け、生産事業者の行う取組を積極的に支援する。

(1) 共同研究

生産事業者、業界団体、大学、他の試験研究機関等と連携し、それぞれが持つ技術とノウハウを活かした共同研究に積極的に取り組む。

(2) 受託研究

生産事業者や他の試験研究機関等からの研究委託については、適時に対応する。

(3) 依頼試験・依頼分析・依頼調査

生産事業者から依頼された試験、分析及び調査については、適時に対応する。

(4) 技術相談、技術指導

生産事業者からの技術相談、技術指導についての要望に対し、積極的に応じるほか、生産・製造現場に出向いての技術指導や、普及指導機関との連携による技術指導などを行う。

(5) 設備・機器利用

設備・機器に関しては、利用希望者の求めに応じ貸し付けするなど、利用拡大を図る。

(6) 関連団体・業界との交流促進

各種関係団体及び業界との交流を通じて、情報交換に努める。

3 試験・研究開発成果の移転・普及

試験・研究開発により得られた技術は、生産事業者に活用され、利益をもたらしてこそ真の成果となる。センターは、試験・研究開発成果の移転や普及に重点的に取り組み、試験・研究開発成果の迅速な利活用を図るほか、広報広聴活動の効果的な展開や知的財産権の取得・活用等を推進する。

特に、農林水産分野においては、普及指導機関との連携を維持し、迅速で効果的な普及を図る。

(1) 試験・研究開発成果の普及促進

試験・研究開発から得られた成果を関係者に情報提供するほか、行政機関や関係団体等との連携により成果を検証し、必要に応じて改良を行うなどフォローアップを行う。

(2) 調査データ等の提供

農作物の生育調査、漁海況調査などについては、指導機関、関係団体、生産事業者が随時活用できるようにする。

(3) 研修会等の開催及び職員の派遣

生産事業者、技術指導関係者等を対象とした研修会、研究発表会の開催や技術展示などを行うとともに、産業界、教育機関、行政機関等からの要請に応じ高度な専門知識を有する職員を派遣する。

(4) 試験・研究開発の情報発信

ホームページや各種刊行物等広報媒体を活用して、試験・研究開発の取組状況やその成果、最新の技術等に関する情報を積極的に発信する。

(5) 知的財産権の取得・保護・活用

本県の産業競争力を増大させる上で、極めて重要な要素となっている知的財産権については、関係機関とも連携し、その取得・保護・活用を推進する。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務の運営

センターは、社会的・経済的動向等を考慮した自主的な判断のもとで業務内容の選択と集中に努め、最大限の成果を目指す。

特に、生産事業者の需要の把握に努めるとともに、技術と市場の動向を十分に分析した上で、明確な目標を設定し、コストパフォーマンスに留意しつつ推進する。

また、効果的、効率的な業務運営のため、適切に業務の見直しを図る。

2 組織運営

(1) 業務遂行における企画経営機能の発揮

理事長の指示のもと、理事会を中心に企画経営機能を発揮した、円滑で健全な法人運営ができるよう努める。

(2) 各試験研究分野の一体性の確保

センター内の情報共有を徹底するとともに、工業、農林、水産、食品の各試験研究分野の一体的な試験研究の推進と組織運営に努める。

3 職員の能力向上

(1) 職員の能力開発

技術や市場の動向など、生産事業者の需要の変化に的確に応えるため、研究、研修を通じた職員の資質向上を図る。

(2) 適正な人事評価

適正な人事評価により、職員の勤労意欲の向上や自己研鑽の促進に努める。

4 試験・研究開発成果の実用化促進のための体制の構築

生産事業者の需要を把握するとともに、試験・研究開発成果の実用化を促進できる体制を構築する。

財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮しながら、中期計画を達成するための予算を作成し、当該予算を効率的、効果的に執行する。

1 運営経費執行の効率化

生産事業者へのサービスの向上を図りつつ、各試験研究機関を統合して単一の法人とすることによるスケールメリットを活かした業務の見直し、改善を行うことにより、経費の節減等を図り、運営経費執行の効率化に努める。

2 外部からの研究資金の導入・活用

外部からの研究資金については積極的に導入する。また、外部資金獲得のための情報収集・発信、関係機関との連携を図る。

3 剰余金の適切な活用

サービスや事業実績の向上等に資するよう、剰余金を有効に活用する仕組みを構築する。

その他業務運営に関する重要事項

1 緊急事態への迅速的な対応

気象災害、重要家畜伝染病・病害虫・魚病の発生など緊急事態に対応するため、県との協定に基づき、被害の実態に応じてその拡大防止対策に係る業務を行う。

2 現地調査への協力

県が行う試験研究機関の知見を必要とする現地調査については、できる限り協力する。

3 情報の管理と公開

個人情報や生産事業者からの相談内容、試験・研究開発等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底し、漏洩がないよう確実な防止対策を講ずる。

また、事業内容や事業運営状況等に関して、適切に情報公開する。

4 労働安全衛生管理

職員が安全で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

また、労働安全衛生関係法令に基づいた安全衛生管理体制の確立・維持を図り、事故等の発生を未然に防止するよう努める。